

公 示 送 達 書

令和 8年 7月10日

川越市告示第 492 号

下記書類を送達しようとしたが、送達を受けるべき者の住所・居所が不明なので地方税法第20条の2及び川越市税条例第18条の規定により公示します。

なお、この書類は財政部収税課に保管してありますので、いつでも申し出て受領してください。

埼玉県川越市長 森 田 初 恵

送達を受ける者		住(居)所	東京都足立区綾瀬四丁目19番27号 シャンブル綾瀬E104	氏名(名称)	島田 竜男
送達する書類名	納期限変更告知書 1通				
	交付要求通知書 1通				
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。					

(掲 示 場)